昭和28年1月15日印刷
昭和28年1月15日発行

奈良市民だより
【第29号】

発行所
奈良市役所
編集兼発行人　市民課長　大西一之
印刷所　共同印刷工業

奈良市行政機構改革

サービス行政をモットーに
新たに市民課を設置
六出張所及び廣報調査、徴税、戸籍の各課は廃止統合

奈良市の行政機構改革は去る十二月廿三日市議会臨時会を招集した際奈良市第六十一号議案として本会議に上程し（御承知の様に従来市長の事務部局に属しておりました教育関係の「学務課」及「社会教育課」が教育委員会の設置により教育委員会に移り更に地方公営企業法の施行により水道局が独立する事となりましたのに伴い市長の事務部局の整備を図らんとするものであります

申し上げるまでもなく、行政機構を努めて簡素合理化する事は、事務能率の向上、財政負担の軽減と言う面からみて、最も必要なことでありまして、戦後膨脹の一途を辿つた行政機構を整備簡素化することは中央地方を通ずる当面の重要課題であります

私が就任間もなく、当時七部二十三課という巨大な機構を持つておりました市の行政組織を二室二局十八課に整備し今日に及んだのでありますが、今回教育委員会及び公営企業として独立採算制をとる水道局の分離を機会に更に想を新にしここに現在の二室一局十四課を一室一局十三課に整備統合するとともに、市内六校区に設置致しておりました出張所を廃止せんとするものであります

即ち政令第十五号により町内会の結成を禁止せられましたために設置せられました出張所も最近では配給事務の統制撤廃により段々事務量が減じて参りましたのと政令十五号も講和独立に伴い失効致しましたので多少市民各位には御不便をお掛けすることとなるかと存じますが、この際これを廃止し、本庁に市民課を設け、市民の日常生活につながる一連の事務、即ち戸籍住民登録、広報、配給等の事務及び校区との諸連絡をここで処理せしめんとするものであります。従いまして広報調査課及び戸籍課はこれを廃止せんとするものであります

次に税務行政におきましては賦課と徴収は表裏一体をなすものでありますので徴税課を廃止し支所の所管区域内の徴税事務を支所に移管する外、税務課に統合し、もつて税務行政の一元化を図らんとするものであります

なお「市長公室」を「秘書課」に改める外は従前通りでありまして、国際文化観光都市として建設途上にある本市と致しましては、これ以上の縮少は対外的影響の面から考え適当でないと考えて採つた措置であるとの説明があつて議員との間に質疑応答あり、全員異議なく、これを承認したので原案通り可決確定せられる事になりました。従つて、市長就任当時の七部二十三課制度は、ようやくここに一室一局十三課に縮少せられたわけであります。

この結果、従来庶務課に属していた用度係は同課を離れて出納室の所管となり広報調査課の統計調査係は商工課へ移管し、外国人登録事務及び広報係はその儘新たに設置された市民課で事務を行う事になりました従つて市長が市会において説明しております様に、市民課ではこの他従来の戸籍事務及び商工課の所管になつてゐた配給事務と六出張所の廃止に伴う広報連絡事務を行う事になつた訳であります。なお徴税課はこれを廃止して税務課へ統合されることとなつたのであります。従つてこの行政機構改革に伴い各局室課の配置も当然変つてきたわけでありますが以下その大要を（裏面配置図の通り）お知らせ致します。まず水道局はこの機会に猪沢池南側の近畿財務局奈良財務部の一部に一月六日移転したので、この跡へ消防本部と衛生課及び輸送係が移りました。従つて消防本部が入つていた所へは庶務課が移つたので、従来入つていた庶務課の部室は応接間にせられる事になりました

なお広報調査課は廃止せられる事になりましたが、この跡へ観光課が移転致しました。観光課の跡は建設局に管理係が設けられましたので建設課の跡へ同係が入り、この一角に土木、建築、都市計画の各課が入る事になつた訳であります、この他、輸送係と衛生課の跡が空いてくる事になりました。

（写真は市会本会議において議案説明にたつ高橋市長と最近の高橋市長）

市政方針の實現は
……議会の協賛と市民の熱意に懸る……

市会議長　中野正夫

茲に一九五三年の新春を迎え本紙を通じ、市民各位議員諸賢に慶賀の意を表します。

新議会が発足しましてから早くも二年有余を閲し私事者各位の絶大なる御指導共は常に市民諸氏の御期待に副うべく努力し民主政治の基礎を確立せんとするものでありまして議長就任以来先輩同僚各位を始め市理事務を行う事になりました従つて市長が市会において説明しております様に、市民課ではこの他従来の戸籍事務及び商工課の所管になつてゐた配給事務と六出張所の廃止に伴う広報連絡事務を行う事になつた訳であります。なお徴税課はこれを廃止して税務課へ統合されることとなつたのであります。従つてこの行政機構改革に伴い各局室課の配置も当然変つてきたわけでありますが以下その大要を（裏面配置図の通り）お知らせ致します。まず水道局はこの機会に猪沢池南側の近畿財務局奈良財務部の一部に一月六日移転したので、この跡へ消防本部と衛生課及び輸送係が移りました。従つて消防本部が入つていた所へは庶務課が移つたので、従来入つていた庶務課の部室は応接間にせられる事になりました

なお広報調査課は廃止せられる事になりましたが、この跡へ観光課が移転致しました。観光課の跡は建設局に管理係が設けられましたので建設課の跡へ同係が入り、この一角に土木、建築、都市計画の各課が入る事になつた訳であります、この他、輸送係と衛生課の跡が空いてくる事になりました。

共は常に市民諸氏の御期待に副うべく努力し民主政治の基礎を確立せんとするものでありまして議長就任以来先輩同僚各位を始め市理事務を行う事になりました従つて市長が市会において説明しております様に、市民課ではこの他従来の戸籍事務及び商工課の所管になつてゐた配給事務と六出張所の廃止に伴う広報連絡事務を行う事になつた訳であります。なお徴税課はこれを廃止して税務課へ統合されることとなつたのであります。従つてこの行政機構改革に伴い各局室課の配置も当然変つてきたわけでありますが以下その大要を（裏面配置図の通り）お知らせ致します。まず水道局はこの機会に猪沢池南側の近畿財務局奈良財務部の一部に一月六日移転したので、この跡へ消防本部と衛生課及び輸送係が移りました。従つて消防本部が入つていた所へは庶務課が移つたので、従来入つていた庶務課の部室は応接間にせられる事になりました

なお広報調査課は廃止せられる事になりましたが、この跡へ観光課が移転致しました。観光課の跡は建設局に管理係が設けられましたので建設課の跡へ同係が入り、この一角に土木、建築、都市計画の各課が入る事になつた訳であります、この他、輸送係と衛生課の跡が空いてくる事になりました。

前途の苦難を克服
二十八年は市政推進の年

市長　高橋正次

国民生活の上にも大きな曙光の到来を希つたのであります。しかし興立後早くも八ヶ月短い期間に過ぎ去りましたが、其の間待望の講和発効を迎え、これを祝福して日本の再建を誓い、また政治も経済も又また混乱と苦難の連続であつたような感が致します。わが奈良市政も亦決して安易なものではありませんでした、経済的にも苦しい一年であつたと言えます。

昭和二十七年は辯く心であります。

私に与えられた責任は、市民生活の安定と、之を基盤とする国際文化観光都市の建設であります。私は市長就任以来此の目的に向つて万難を排し、已れを虚うして進んで参りましたが、未だ満足すべき成果を挙げ得ないことを憂うるのであります。たゞ此の間市政遂行について市民各位より与えられました深甚なる御理解と御協力に対しましては唯々感謝の外はございません。

私は年頭に際し、その方針とする健全財政の立前を堅持し、更に全身全霊を打ち込んで、市民の生活の安定向上と、国都建設のために前途の苦難を克服して市政の推進を図ることをお誓い致します。市民各位の御協力を懇願致しまして新年の辞とします。

防火の備え堅し
奈良市消防隊出初式

新春劈頭を飾る水の祭典――恒例の本市消防隊出初式は八日午前九時より消防本署前広場に於て厳かに行われた。この日夜来の雪空もからりと晴れて、所々消え残つた白雪に朝の陽が照り映えていた。さすがに肌を刺す寒気はきびしい。紅白の幕を張りめぐらした式場には高橋市長、下位県副知事、小野沢国警隊長、山口市警署長、小西市会警察消防委員長、植田消防協会長、林消防団長初め来賓関係者多数を迎え、三村消防隊長の指揮の下に競い立つ数十名の消防隊員、百数十名の消防団員によつて式は厳粛に挙行された。広場周辺にはこの日の盛観を見んものと身にしみる寒気も物かわ多数の市民学童が詰めかけた。やがて会場が猪沢池畔に移されるや観衆は愈々群集し、固唾をのんで附近の坂や道路を埋めつくした。池の北側路上に勢揃した八台の消防車は放水準備を急げば、池の中央上空には標的の吊り提灯が掲げられた七彩の色に変ずれば観衆は期せずして讃嘆の声をもらす。放水競技も最後の幕となると、筒先を握りしめた隊員は気負い立つてザンブとばかりに水中に躍り込んだ。膝を没する水中に、嘯この一念を、市民を護る消防第一線戦士の意気と誇りにこめて不動の姿となることやゝ暫し、観衆はぐつと唾を呑み、標をもちめた。かくて厳粛と壮観に終始した本年度恒例出初式は多数市民に深い感銘を残して、正午近く盛大に幕を閉ぢた。さて死生を超えて抵身する消防隊員、消防団員と、それにふさわしい装備と資材この人的物的両面の充実も当局者の努力によつて逐次拡充はされつゝあるのではあるが、更にその基礎となるものは市民一般の理解と協力に俟たねばならぬことは勿論である。火災は一分間にして五坪の建物を焼くという、初期防火は市民の手で、そして火を見たらす刻を争つて電一一九番へ通報されんことをこの機会にお願致します。

【写真は出初式、猪沢池で放水中】

サット打振る合図の手旗と共に忽ち躍る八條の水柱、見る間に湧き立つすさまじい水煙、鮮かな虹が眼前に浮び出る。――水柱は更に

工業調査実施さる

この調査は昭和二十七年十二月三十一日現在をもつて調査いたします。したがつて新年早々に調査員が個人法人を問わず商品の製造加工を行つている事業所を調査致します。工業調査は工業統計規則の第二條に工業の実態を明かにすることをもつてその目的とすると規定されておりまして目的に依り実施されるものです。

すなわち工業調査はわが国の工業の実態を明らかにするに最も有効な統計資料を作るために行われるものであります。またこの調査の結果である統計表は通商産業行政上の資料としてばかりでなく、国の経済施策上の資料としても役立ち、またわが国の経済事情を世界各国に紹介するためのもの具体的な資料ともなります。他面事業家の実務上の参考としても有効になりその他各方面の重要なる資料となるものでありますから該当者の皆様はこれらの事をよく御理解下さいまして御協力下さる様御願い致します。

町内会の復活

なお検討を要する

占領下をはなれて再発足した今日、町内会・部落会の復活か禁止かの問題をめぐつて国民の世論も賛否両論でありますが、このほど自治庁行政部長名によつて次のような見解があきらかにされました。

町内会・部落会および隣組については、目下のところ積極的にその復活を奨励するの意図もないし、また将来恒久的に、これを禁止する考えもない。

したがつて現状のまま講和条約発効後百八十日を経過すれば、現在町内会・部落会・隣組等の結成を禁止している。（昭和二十六年政令十五号）は失効することになるので、町内会・部落会および隣組の末端としては利用されるにいたる以前の状態に復することになるわけであり今後の措置についてはなお検討をいたしたい。（9月18日自治庁行政部長名回答文書要旨）

成人の日。若草山焼

成人の日が新しく国民の祝日として制定されてから第四回目、日本が独立して初めこの佳き日を迎え「成人の自覚と、之を祝福する」意義深い催しが各地で挙行された。奈良市では更に恒例の若草山焼と重なつて一層多彩な行事絵巻が繰り展げられた。

この日、奈良市教育委員会では関係団体と共催の下に健康、体力能力、一般常識の各部門に夫々のテストを通過した優良青年の表彰式を市役所第一会議室で行つた。参加者全員には記念[illegible]を贈り、最優秀者木[illegible]三君（平城）には市長賞杯、山脇照子さん（佐保）には市会議長賞杯初めその他数々の授賞を行つた。また市内各支所では成人式が意義深く挙行され、今年成人を迎えた二千名の青年に奈良市長より懇ろな訓辞が述べられ成人を表徴する記念バッチが手渡された。さらに全国の参観者を集めた若草山焼を夜に控えた奈良公園では春日大社で成人祭が厳かに挙行されたのを初め、在寧各新聞社も加わつて飛火野で市内小、中学生多数が参加して、凧上げ大会が賑い、若草山麓では華[illegible]

子供さんの保護者の方へ

本年四月一日小学校に入学されるお子さんは昭和二年四月一日までの間に生れた子供さんです。右に該当する子供さんの保護者の方へ次のことをお願いいたします。

一、本年七月一日以後本市に転入（他の市町村から本市に住所を移すこと）転居（本市内で住所を移すこと）された方は住民登録法による転入届、転居届をお済し下さい。

二、盲聾唖、病気、白痴、発育不全等のため就学することが困難と認められる子供さんの保護者の方は至急教育委員会（支所管内は各支所）へ申出して下さい。

三、就学通知書は本月末から来月の始めにかけて保護者宛配布される予定ですが二月末になつても通知書をお受けとりにならない方は前記の場所へ同様申出て下さい。

四、なお子供さんの就学についてわからない点がありましたら市役所教育委員会学務課（電話三七〇一—五番）支所管内は各支所へ御遠慮なくお問い合せ下さい。

奈良市役所行政機構配置図

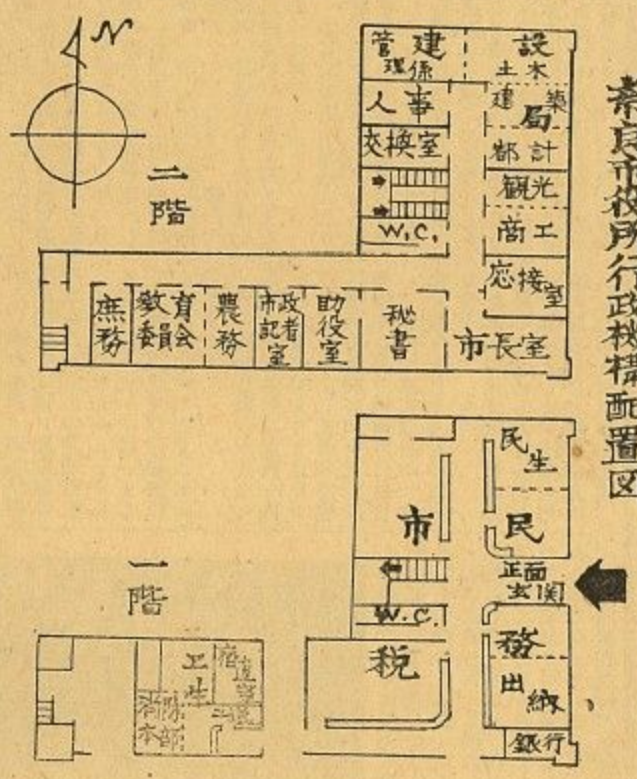

改正された地代と家賃

今般地代及家賃が改正され12月1日から施行されることとなつた。あなたの地代は、家賃は、また建物の一部家賃の場合は、1カ月何程になるか、以下例を挙げて解説してみよう

①地代

イ、固定資産税評価額に$\frac{3}{1000}$を乗じたものが1カ月地代として取り得る最高の価額

【例】100坪の宅地500,000円の場合

$500,000円\times\frac{3}{1000}=1,500円$

ロ、昭和26年度の固定資産評価額の税額より、昭和27年度の固定資産評価額の税額が高額であるときは、昭和28年3月31日まではその税額の差額に$\frac{7}{48}$を乗じた額に①のイにて算出して得た額を加える

【例】昭和26年度の固定資産評価額 400,000円

この税額は400,000円$\times\frac{1.6}{100}=6,400円$

昭和27年度の固定資産評価額 500,000円に修正されたとする

この税額500,000円$\times\frac{1.6}{100}=8,000円$

8,000円—6,400円=1,600円……税差額

$1,600円\times\frac{7}{48}=233円$

1,500円（①のイ）+233円=1,733円……）昭和28年3月31日まで取り得る地代）以後は①のイに依り算出した額

②建物全部についての家賃

イ、固定資産評価額に$\frac{3.7}{1000}$を乗じて得た額とその家屋の延坪数に24円を乗じて得た額と①の地代相当額の合計額とする。

【例】家屋固定資産評価額600,000円、延坪数40坪とする。

$600,000円\times\frac{3.7}{1000}=2,220円$

24円×40=960円

2,220円+960円=3,180円……純家賃

宅地と共の場合は純家賃と①の規定による地代との合計額が家賃となる。

ロ、昭和26年度の固定資産評価額の税額より27年度の固定資産評価額の税額が高額であるときは、昭和28年3月31日まではその税額の差額に$\frac{7}{48}$を乗じた額と②のイの純家賃を加えた額と①による地代との合計額とする。

【例】昭和26年度の固定資産評価額 550,000円とする、この税額550,000円$\times\frac{1.6}{100}=8800円$

昭和27年度の固定資産評価額 600,000円とする。この税額600,000$\times\frac{1.6}{100}=9,600円$

9,600円—8,800円=800円……税差額

$800\times\frac{7}{48}=116円$

②のイによる純家賃2,220円+960円=3.180円

②のロによる税差額による加算額116円

3,180円+116円=3,296円……純家賃

昭和28年3月31日まで取り得る純家賃で昭和28年4月1日以後は②のイによる額となる。宅地と共の場合は純家賃と①の規定による地代との合計額が家賃となる。

給與支拂報告書

二月十日迄に提出

給与支拂者は地方税法第三百七條の規定により給与支拂報告書を各受給者の昭和二十八年一月一日の現住地別に作成し、それぞれの市町村長に提出する事になつております。従つて昭和二十八年一月一日現在奈良市に居住する受給者についてその者の昭和二十七年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日迄の給与所得額・所得税額等必要な事項を記載して二月十日迄に市長に提出して下さい。報告書の用紙は発送済でありますが、奈良市役所税務課へおいで下さればお渡し致します。尚前年の途中に於て退職等をされた受給者についてもその都度源泉徴収票を発行する事になつていますが今回更に発行願い度く存じますのでお知らせ致します

警察の電話番號がかわりました

一月十日午前〇時から、奈良市警察署関係の電話番号が次の通りかわりました

六二〇〇番（旧四五一一）警察長公舎（市内登大路町）

六二〇一番（旧二二七二）交換台

六二〇二番（旧四八五〇）捜査課

六二〇三番（旧三四七七）警備課

六二〇四番（旧四五五六）警察長室

六二〇六番（旧四五一二）成尾警部宅（市内芝辻南町）

六二〇七番（旧二八九四）石川警部宅（市内川ノ上）

六二〇八番（旧四六七五）突抜南方町

六二〇九番（旧四六七五）上野警部宅（市内高天町）

尚一一一〇番（緊急電話）二〇一〇番（防犯課）はそのまゝです。

農業委員会委員の選挙人名簿従覧について

さきに皆さんの申請により調製したこの名簿にあなたの名前が登載されているか左記によりたしかめて下さい。この名簿にあなたの名前が登載されてないと農業委員を選挙する資格又は委員に選挙される資格がないことになります。

☒名簿登載資格者

この名簿に登載される人は昭和二十七年十二月一日現在で奈良市に住所を有し一世帯で一反歩以上の農地を耕しているか又は一世帯で一反歩以上の農地を奈良市に有している者又びその同居の親族かその配偶者で年齢満二十才以上の者（昭和八年三月六日までに生れた者）又は耕作日数が六十日以上の者であればよい。

記

○従覧期日　昭和二十八年一月二十日—二月三日まで（十五日間）

○異議の申請期日　昭和二十八年一月二十日—二月三日まで（十五日間）

○従覧場所

旧奈良市　奈良市役所

（選挙管理委員会）

都跡校区　都跡支所

東市〃　東市〃

平城〃　平城〃

大安寺〃　大安寺〃

（奈良市選挙管理委員会事務局）

御用始めに市長から訓示

輸送係員は今年も無事故で

年末から年始にかけて輸送事故が各所で頻繁と起り新聞やラジオは毎日の様にこれを伝えてきたことはまだ私達の記憶から去つていない九万市民の台所を預る市長としてもこの報導を単なるニュースとして聞き流したのでは決してなかつたのであろう。一月五日、市役所仕事始めの式当日、市長は登庁すると直ちに市の輸送係員約三〇名を玄関前に集合せしめ、この旨を伝え、今年も無事故で輸送業務に精励される様にとの訓示を行つた後、ずらりと並べられた市有自動車二一台（消防警察を含まず）の点検を行つた。

【写真は輸送係員に訓示をする高橋市長】

史蹟巡り

正倉院

正倉院といつてもあまり御存じない方も多いかと思いますが奈良に都のあつた頃の貴重な品々を納められている倉で、もとは東大寺の正倉（大事な品物を入れる倉）であつたのです。皆さんのお宅にも倉がありますように、昔は大きなお寺には皆、このような正倉があつたのですが大部分は火災などでなくなり、今では正倉院といへばこの奈良の正倉院をさすようになつてしまいました。

この倉は千二百年前のそのまゝの倉で、東南五間（一〇米）南北十八間（三二六米）高さ八間（一六米）ある大きな倉で、南倉、中倉、北倉とにわかれています。もとはこの正倉院にも沢山の倉があつたのですが、この倉だけ残されたのは、この倉に貴重な品々が納められているからです。

この倉には光明皇后が聖武天皇のお持ちになつていた品々や、大仏開眼につかわれた品々、聖武天皇の一周忌にお使ひになつた品々等を東大寺に献納され、その後は勝手に開扉することが出来なかつたが為です。今日でも天皇の許を得なければ開封することが出来ないのですが、外形だけならせんが、こゝに納められている品には目録がつけられてあるので、時代がはつきりしており、時代のわからない品々を調るに最も大切な証拠品になるからです。

正倉院調別目録によりますと七九四点となつていますが、一点の含まれている数は玉類だけでも六万余といわれていますので、実際の数は数えきれない程で、無数というのが適当でしよう。主な種類をあげてみますと文書をはじめ、楽器、印度は申すまでもなく、遠くヨーロッパから贈られた立派な品々が目録と共に納められているからです。外国でも古い品々が沢山残されていますが、大低は記録がないので、いつ頃のものであろうと推定しかも出来ませんが、こゝに納められている品々が、天武天皇（約千二百五十年前）から称光天皇（約五五〇年前）までの七百年に亘る古いものので、中でも奈良時代（約千二百年前）のものが最も多く、その品々も我が国のものばかりでなく、支那、印度は申すまでもなく、遠くヨーロッパから贈られた立派な品々が目録と共に納められているからです。外国でも古い品々が沢山残されていますが、大低は記録がないので、いつ頃のものであろうと推定しかも出来ませんが、外形だけならその一部を陳列し、一般の人々に公開して下さいますので、吾々は居ながらにして千二百年前の優れた色々の品物を拝観することの出来るのは誠に有難い事と思います。

正倉院ではこの立派な品々を永久に保存する為昨年から新らしい正倉をおつくりになつていますが、千二百年前につくられた従来の正倉と、堂内の温度や湿気光線等を同じようにする為特に苦心されているという事です。

吾々奈良市民はこうした立派な品々を現在まで保存された先夜と同じようにお互いこの保存に協力したいものです。

初春の喜びを頒つ養老舎の人々

寄る辺なき老いの身を嘯つ養老舎の人々にも初春を迎えた喜びは逸早く訪れた。朗らかに晴れた新春六日の朝早く高橋市長、林助役、大西市民課長、民生課員各支所長初め民生委員関係者の一行は夫々心盡しの祝餅を携えて奈良市紀寺町養老舎を訪れ、七十余名の老人達を心から慰めた。

この日春日神社初め各地の神社、教会からも神饌の餅が届けられて、此所養老舎では時ならぬ喜びに老人達は笑いかわした

民生委員推薦会の委員

十二月臨時市会で決定

去る十二月二十三日開会せられた臨時市会で市長から民生委員推薦会の委員の委嘱について諮問あり、議会の意見を問うて、左記の者を同推薦会の委員に委嘱することになつた。

登大路町　中西　保之
北京終町　下出久治郎
十輪院町　大谷幸治郎
南半田西町　久保井長通
水門町　三宅　正胤
油阪町北三丁目小山寅吉
古市北町　西村　清蔵
佐紀東町　村田友次郎
大安寺町　市川　信次
山陵町　河野伊三郎
市議会議長　中野　正夫
市議会副議長　中尾喜平
市議会厚生常任委員会委員長　中尾　時正

結核集團検診のお知らせ

今年こそ健康な身体で暮しましよう。

結核は早期発見と早期治療が大切です。

市の衛生課では昨年十月にツベルクリン注射をお受けになつて陽性と診断された方にレントゲン撮影並びに精密検査を行います。

定期（三期）ヂフテリヤの予防接種が近く實施されます

予防接種法第十一條三項の規定によりまして近くヂフテリヤの予防接種が次の要領で行われます。

該当者の範囲は　昭和二十八年三月小学校卒業を予定されている児童で、実施期日と場所は市内各小学校一月十九日より三月六日迄の期間に実施されます。

なおこの接種は三週間々隔で三回実施されるものです接種の料金は一人に付二十圓で、要援護者には担当民生委員の証明があれば無料であります。